

議員氏名：大沼 英樹

議案番号：議員提出議案第4号

案 件 名：二宮町議会ハラスメント根絶条例の制定について

討論内容：

私は特別委員会においては、この議案の取りまとめに賛同はしておりませんが、議員提出議案第4号に賛成の立場で討論をいたします。

私は対応手順の作成過程で、過去の事例からも、利害関係を有する議員間での判断は偏りが発生しやすく、公平性を欠く結果、冤罪の温床となる可能性が高いことを指摘しており、そのため、申告に直結する形で、利害関係のない第三者による調査と判断が得られる環境を整備する必要があると何度も意見を申しております。

先日同様の条例が制定された藤沢市議会を例に挙げれば、外部委託で相談窓口を設置するなど、適正と思われる対応が取られており、指摘している部分に細心の注意が払われたことがうかがわれます。

現在の手順では、申告があった場合、一部の議員で構成される代表者会議が判断を下し、その後、非公開の全員協議会で調査委員会の設置を決定する流れになっています。しかし、協議会や調査委員会が非公開で行われることは、有権者に問題の真実を伝えることができず、大きな課題だと感じております。

委員会の議論ではプライバシー保護という言葉が繰り返し使われていましたが、公職である議員が公務中に行った行為を非公開とするのは、二宮町議会基本条例をもってして、さらに昨今の政治問題を鑑みても、非公開対応がうやむやな結果を招き、有権者の信頼を損なうおそれがあります。

また、調査委員会の立ち上げに公費がかかるとの意見もありましたが、議会議員の透明性と公平性を確保し、資質をはかるには有意義な経費だと思います。

このような問題解消に至らない中での条例制定は残念ですが、今後、実効性のある公明で公正な運用を実現するために、以下のような修正が必要と考えております。

1、申告に対し利害関係を有しない独立した第三者機関へ調査を直結すること。

1、調査過程や結果を非公開ではなく公開とし、有権者に透明性を持って説明できる内容に整えること。

以上が私の意見です。この条例制定に甘んじることなく、議会が自浄作用を発揮し、有権者から支持される議会運営を目指していただきたいと思います、討論を終わります。